



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	リプロダクティブヘルスを巡る葛藤と困難：10代での妊娠経験と貧困に着目して
Author(s)	近藤，純子
Citation	北海道大学大学院教育学研究院紀要，146，53-72
Issue Date	2025-06-26
DOI	https://doi.org/10.14943/b.edu.146.53
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95611
Type	departmental bulletin paper
File Information	05_1882-1669-3.pdf



リプロダクティブヘルスを巡る葛藤と困難

—10代での妊娠経験と貧困に着目して—

近 藤 純 子*

【要旨】本研究は、10代での妊娠経験者5名を対象にインタビュー調査を実施した結果を用い、リプロダクティブヘルスをめぐる葛藤と困難を、経済的制約との関連に焦点を当て捉えることを試みた。その結果、10代での妊娠では、妊娠をきっかけに女性の側が生活基盤を弱める可能性のある判断や選択をしていたこと、さらに妊娠した未成年者と保護者である親との間で判断や希望に齟齬があった場合、リプロダクティブヘルス上の権利行使をすることの難しさ等を確認した。さらにこれらの困難は、生まれ育った家族が持つ資源の不足や、社会生活上の脆弱性、貧困状態での生活の中で発生していた。したがって、社会的不利とリプロダクティブヘルス上の困難はどのような関係性にあるのかをさらに掘り下げて検討する必要があると考えられる。そのため、当事者がどのような子ども期を過ごしてきたのかといった原家族の状況との関わりを明らかにしていくことが、今後の研究上の課題として見出された。

【キーワード】10代妊娠、リプロダクティブヘルス、葛藤、困難、貧困

1. はじめに

現代の社会において女性が妊娠という事実を引き受ける時、そこには授かりものとしての喜びや新たな命の芽生え、命を育むことへの歓迎の気持ちが伴わないことがある。そもそも、妊娠とその進行、中絶や出産は、自分自身の身体において起こっている出来事であるにもかかわらず、自分の意思や決断だけでコントロールできるものではない。自分と他者としての胎児の生命とが直結していることから葛藤が生じることもある。さらに、産まれる命を周囲の人々から受け入れられるか否かもまた、女性の意思だけではコントロールできないということなどが、妊娠に伴う特有の困難となる場合もある。筆者が出会った10代のある女性は、妊娠したという事実を誰にも告げることができず、必要なケアを受けることもできなかった。その結果、命の危機に陥ることとなった。この経験を聞いた筆者は大きな衝撃を受けた。この女性は「10代で妊娠すること」を「あってはならない」ことと思い込み、それを内面化し、見えない・ないものとしてとして振る舞っていたため、妊娠の事実を誰にも言えず自らの命とおなかに宿っている命を危機にさらす事態に陥った。彼女はなぜ、ここまで追い込まれなければならなかったのか。社会的に不利な状況にある女性が、妊娠・出産によってさらに不利な状況に陥る場合があるのはなぜか。この問いが、本研究の出発点である。

1970年代、アメリカにおいては政治的なバッシングのターゲットとなりながら、10代での妊娠が問題視されるようになった（青木1999、鈴木2002）。また、日本でも1970年代、産み落として遺棄するコインロッカーベイビーに象徴される捨て子が母性の問題として取り上げられる文脈の中で、ある種の規範に抵触する、または規範からの逸脱のひとつとして10代の

* 北海道大学大学院教育学研究院博士後期課程 教育社会論講座（教育福祉論）

妊娠の問題も取り正されるようになった（田間2001）。学校においてそれらの規範を強めていく中で、もともとそれほど珍しいものではなかった10代の妊娠が、「めったにない特異なもの」で「あってはならないもの」とされるようになっていった。このことは、特に女性にとってますます「あってはならない」という社会の空気が醸成される中、本来、人としての、且つ女性の権利であるリプロダクティブヘルス／ライツ⁽¹⁾が、権利として実質的に護られずゆがめられている現実を見なければならぬと考える。先に示した女性の経験もそうした影響を受けた結果であったと推測される。

では10代での妊娠という現象においてリプロダクティブヘルスに関わる権利をゆがめるものは、「あってはならない」ものとして、またそうした出来事が起こった場合にモラルに反した特異な存在としての偏見のまなざしと、それに伴う社会的排除だけなのであろうか。1980年代、先進国の中で10代での出産割合が多いとされたアメリカ、イギリスでの若年妊娠に関する研究では、早くから貧困⁽²⁾との関わりが指摘されてきた。10代での妊娠の問題を考える上で、貧困からの影響がリプロダクティブヘルスにおける権利をゆがめているとするならば、見過ごしてはならない重要な課題なのではないだろうか。

そこで本研究は、10代で妊娠を経験した人⁽³⁾を対象にインタビュー調査を実施し、妊娠した状況とその対応に焦点をあて、10代での妊娠出産、中絶の経験における葛藤が貧困と関わっていたのかどうか、関わっていたとすればどのようなことだったのかを実証的に示すことを目的とする。

本稿の構成を述べる。まず2節ではこれまでの10代での妊娠に関する先行研究での議論をレビューし、本稿での課題を示す。3節では調査概要、4節で分析の結果、5節でまとめの議論を示す。

2. 先行研究と課題設定

本節では10代の妊娠を巡る先行研究をレビューし、研究課題を提示する。

まず10代での妊娠（あるいは若年妊娠）の状態を医療保健分野のデータから整理した研究では、周産期医療分野、母子保健分野において数多く報告されている。医療機関では妊娠期間の未受診率が10代で特に高く、無計画な妊娠や、見通しのない出産をする人として把握されている。未婚、家族形成の破綻、パートナーの不在、低学歴または学業の中断、経済的基盤の脆弱性が顕著であることが確認されている。さらに出産する場合、養育環境に問題があるなどの理由から特定妊婦とされ、産後の養育に関わって、継続してどう支援するかという点などが課題として指摘されている（村越2011、久佐賀2013、宮本2015、赤澤ら2023、塙ら2023）。こうした研究は保健・医療専門職がリプロダクティブヘルスにおいて、社会的リスクが大きく要支援と感じた10代での妊産婦の状況を、保健・医療の専門職の視点から、カルテなどの資料を基に分析した知見である。これらは、保健医療における治療や処置の対象として10代の妊産婦を捉え、治療や処置において「望ましい」とされるあり方との距離で当事者の状況などを分類し、必要な支援や制度につなげようとする意図や方向性が見て取れる一方、当事者となった女性がどのような思いでそれを経験していたのかなどは不明である。

次に10代での妊娠と学校規範、性道德とのかかわりに関する研究では、優生思想を下地とした性道德⁽⁴⁾の考え方（加藤 2004）と学校規範のもとに、男女交際、まして性経験を伴う

妊娠は、逸脱としてタブー視され、生徒指導と懲戒の対象と位置付けられてきた（野村2018）。学校保健、母子保健をはじめ、社会の側も、在学中の生徒の妊娠という事態をいかに予防するかという点を重視する空気が醸成されてきた。それゆえ、生徒に起こった妊娠は大人にとっても生徒にとっても失敗と捉えられ、特に10代での妊娠は望まない妊娠⁽⁵⁾と位置付けられてきた。このような社会の側からのあってはならないとする圧力が、特に女性に偏って向けられてきた背景には、妊娠はコントロールできるはずという世間の認識と、女性にのみかけられる性道徳としてのモラルから、例えば婚姻しているといった社会的に受け入れやすいプロセスの妊娠か否かが問われ、そうでない場合に女性に対し自己責任として特に厳しい目を向けてきた。妊娠したことを誰にも言えずひとりで抱えたことによる妊娠クライシス⁽⁶⁾はどの年代の女性にも起こりうることだが、妊娠した事実を誰にも明かせないまま単独出産に至ってしまい、生まれた子どもの命が生まれたその日のうちに失われる0日死亡⁽⁷⁾においては、10代での妊娠の割合が多いと報告されている（厚生労働省2020, 佐藤2021）。そうしたことを背景に、日本では2000年まで中絶実施率が上昇したが、その間10代で出産する割合（出生率）は社会の変化にもかかわらず50年間一定の割合で存在していることから、若年での出産は社会的要素との相互作用があると指摘されている（大川2016）。これらの研究は、妊娠するか否かは女性の意思でコントロールできるものという前提のものと性規範や、中等教育が一般化する中で高校生が中退につながるような性行動を規範によって抑えようとする圧力が、女性個人にのしかかってきたことを示している。しかし、数値的なデータを基にした研究であり、ひとりひとりにとって具体的にどのような経験だったのかは不明である。

一方個別の事例に着目し、若年妊娠と出産の経験に着目した当事者インタビュー調査を基にした研究に白井（2016）、石田ら（2018）、大川（2016）の知見がある。これらの研究では10代で妊娠を経験した当事者へインタビュー調査を実施し、妊娠、出産、子育ての経験に焦点を当て、当事者の視点から実態を明らかにしようとした研究であり、妊娠判明後に出産を選択するまでの間に、家族やパートナー、学校との関係はどうだったのか、どのような葛藤があったのかなどの経験を明らかにしている。まず白井の研究では、社会のまなざしに着目し、「若年母」の語りから、若年母としてのラベリングや「偏見のまなざし」を感じるとともに、若年母は「あってはならない」「問題がある」などのラベリングを意識させられ、反発したり、疎外感を感じたりしていることが示され、「ハイリスク／要支援／支援—被支援」に還元されない、若年妊娠・出産者のありようを明らかにする必要があるとしている。社会規範に絡めとられることによる生きづらさに焦点を当てた研究である。石田らの調査では、妊娠に気づいてからのライフストーリーの聞き取りを行い、出産か中絶かの迷いと葛藤と決断、学校関係への対応や思い、葛藤と困難を示した。それによると、妊娠していたことがわかると学校を退学させられるという「暗黙の了解」が浸透していたことが確認されている。「暗黙の了解」は一般的な社会規範あるいは学校規範として認識され、若年妊娠者自身もそうした規範を内面化し、学業を続けるとすれば中絶、妊娠を継続すれば退学という理解のもとで、若年者の選択と行動が限定されているという困難さを明らかにした。また、若年での妊娠は、ライフプランや人生設計を位置づける前に、「妊娠したから結婚」という状況に追い込まれ、短い期間の中で妊娠、中絶、出産、結婚、離婚を経験している場合が確認されており、将来の生活や就職、子育てなど、ライフプランを立てる状態にならないまま、困難さを抱えつつ、その都度状況に応じた生活をしているという実態を明らかにしている。さらに大川は、母親の社会的

要因や社会的不利に着目し、出産を規定する要因について検討するとともに、若い母親たちの置かれた社会的不利とそれにどう対峙してどう乗り越えていったのかを当事者の視点で描くとともに、それを支える実践として、若年母を支えどう包摂していくかという地域における承認を目指した実践を検討している。若年母に対するバイアスの内面化は、若年母が母親としての役割を無自覚に受け入れ、責任感で必死に育児に取り組んでいること、そうした姿は貧困などの社会的要因だけでなく、母親である自分と青年期である自分との心理的葛藤があることを見出し、ラベリングや偏見を脱却するため、承認と社会的包摂を意図する活動の必要性を指摘している。これらの研究は学校規範・女性にかけられている性規範といった社会規範に反するという非難のまなざしを問題とし、若年での妊娠を防ぐものと位置づけられることによる社会的排除の状態に置かれる当事者の困難を捉えており、社会的不利として経済的な困窮も多くの困難の一つの要因として言及されている。しかし、経済的な制約が困難とどのように関わっていたのかという点を中心とした分析ではない。

一方10代での妊娠は社会構造の変化と貧困との関わりが指摘されて社会問題とされてきた側面がある。10代での妊娠は1930年ごろまではそれほど珍しいことではなかったが、1950年代半ばから減少傾向の後、1965年ころから増加に転じ、1970年代より社会問題とされるようになったのは社会構造の変化⁽⁸⁾によるところが大きいとされる。アメリカ、イギリスにおいては1970～1980年代、若年妊娠の出産割合が先進国の中で多かったことから、日本に先んじて若年妊娠に関する研究がなされてきた。それによると、10代の妊娠はより生活困窮の度合いの高いコミュニティで多く見られ、貧困と切り離すことができないと指摘されてきた。そうした諸研究は早期の性行動による妊娠出産が社会的不利を生み出すばかりでなく、むしろ貧困をはじめとする社会的不利が早期の性行動や出産に影響を与えているという知見を示している（青木1999、鈴木2002）。青木、鈴木らの知見を踏まえると、10代での妊娠出産において貧困を中心に据えた分析が必要であるといえる。

さらに妊娠や出産といった、リプロダクティブヘルスに関わるライフイベントにおいて生じる葛藤と困難、意思決定に関わる要因、実際に起こっている問題に関する文献研究（近藤、2017）では、妊娠した女性が直面する葛藤や困難には、貧困等の経済的要因や、それと関連した社会保障制度からの排除といった社会的不利との関連が10代に限らず幅広い年代の女性の間で起こっていることが明らかとなった。そこで見出された知見は、一般的にどの年代の妊娠出産においても、貧困による資源の不足の問題からライフコースを通して不利な状況を生きてきた人が、妊娠という状況が加わることにより、さらにリスクの高い状態に追い込まれていく構造があるということであり、医療や母子保健など「妊娠」「出産」「子育て」に関連したものを含め、社会保障制度から排除される要因にも、貧困が関係している可能性が高いこと等も示唆された。こうした知見から妊娠出産にかかわる諸問題をとらえる際、貧困による影響は、見落とすことはできない点であると考ええる。さらにそのことは10代という年代において特有の難しさも困難に加わる可能性があることから、実証的検討が必要と考える。

以上を踏まえ、10代での妊娠・出産・中絶における困難、リプロダクティブヘルスが享受できていないことがあるとすればどのようなことがあったのか、そこに貧困は関係していたのかどうか、関係があった場合にはどのようなことだったのかという点から検討を加えることを本研究の課題とする。

3. 研究方法

まず10代での妊娠・出産を巡る困難を捉えることを試みるため経験者にインタビュー調査を行い、それを分析する。インタビューの対象とするのは「10代で妊娠した経験」を持つ方で、年収、家族構成等の属性は条件としていない。調査方法、協力者、倫理的配慮については次のとおりである。

(1) 調査方法

課題設定に基づき、10代のいずれかの時点で妊娠の経験を持つ方を調査対象とした、半構造化面接によるインタビュー調査を実施した。実施期間は2023年1月から2024年2月にかけて、1回60～120分の面接を2回実施した。協力者の都合により2回のうちいずれかが30分程度となった場合は、不足した分を追加した場合もあった。インタビューはインビュアーと協力者1対1を基本としたが、協力者の要請があった場合のみ協力者の安心を担保するため、紹介者が同席した場合もあった。インタビューはメモ、ボイスレコーダーによる録音を行い、個人情報情報を匿名化した逐語録を作成し、それを基に分析を行った。

(2) 調査協力者

調査協力者は10代で妊娠の経験を持つ方を対象とした。N県内の養護教諭の研修サークル、福祉職などを通じて紹介いただいた方、調査協力者から紹介いただいた方計5名である。協力者の状況は表1に示した。

表1 調査協力者の状況

	A	B	C	D	E
インタビュー時年齢	20代前半	20代後半	20代前半	20代前半	20代後半
最初の妊娠時の年齢	17歳	18歳	16歳	14歳	17歳
最初の妊娠時の希望	出産希望	出産希望	出産希望	中絶希望	出産希望
最初の妊娠での出産の有無	出産	出産	中絶	中絶	出産
妊娠時年齢と結果	・17歳（高2）→出産	・18歳（高卒と同時）→出産 ・23歳→出産	・16歳（高1）→中絶 ・21歳→流産 ・21歳→出産 ・22歳→出産 ・24歳→出産	・14歳（中2）→中絶 ・17歳（高2）→出産 ・21歳→出産	・17歳→流産 ・17歳（高2中退後）→出産 ・19歳→出産 ・23歳→出産 ・25歳→出産 ・26歳→出産
最初の妊娠の相手の年齢と関係	20歳 クラスメイト	30歳 アルバイト先の社員	25歳 SNSで知り合った社会人	16歳 遊び友達	18歳 高校の先輩
最初の妊娠の相手の希望	出産	曖昧→出産	出産→中絶	出産	出産
最初の妊娠での婚姻の有無	結婚	結婚	無	無	結婚
パートナーとの関係と婚姻歴	結婚→離婚	結婚→離婚→別の相手と再婚→離婚	離別→別の相手と結婚	離別→別の相手と結婚	結婚→離婚→別の相手と再婚
最初の妊娠の際の母の親の希望	出産	出産	出産→中絶	中絶	出産

(3) 倫理的配慮

調査協力者に対しては、事前に調査の目的、方法、調査への参加協力の自由意思と拒否権、配慮、プライバシー及び個人情報の保護、結果公表の方法などについて、書面と共に口頭で説明を行った上、承諾を得て、同意書に署名いただいた方にインタビューを実施した。実施場所は、協力者の自宅、または協力者の指定したプライバシーが守られる場所において対面で行った。なお、調査実施にあたり「北海道大学大学院教育学研究院における人間を対象とする研究倫理審査」において承認を得ている（2019年11月22日承認、受付番号19 - 28）。

4. 分析結果

逐語録のデータより、(1)妊娠がわかった時の状況と気持ち、妊娠判明後の対応、(2)意思決定の難しさ、(3)出産を決めてからの困難、の3つの点から協力者の置かれた状況とそれに伴う対応を整理し、10代での妊娠・出産における葛藤と困難、リプロダクティブヘルス／ライツが享受できていなかったことがどのようなことだったのか、またそれに貧困が関わっていたかどうか、関わっていたとするとどういったことだったのかに焦点を当てて分析を試みる。

(1) 妊娠が判明した時の状況と気持ち、妊娠判明後の対応

まず、妊娠という出来事をどのように受け止めたのか、またそれに伴ってどのような対応をしたのかを見る。その際、妊娠にまつわる必要な費用、また生活のための収入をどのように賄っていたのかなどに着目する。

① Aさんの場合

1) 妊娠判明時の状況と気持ち

「17歳で普通に何か月か付き合っていて妊娠して、言ったらば授かり婚。高2の時、普通に学校行って、体調が悪くなって微熱も続いてもしかしたらと。最初は親に言えなかったんだけど察していて、(中略)「もしかして妊娠してるんじゃない？」と言われて(中略)「やっぱり妊娠してました」って親に言った感じ。もともと小6ぐらいから自分の子どもが欲しいと思って、だからやっちゃったって感じじゃなくて嬉しかった、不安とかもなく嬉しかった。相手に伝えたらマジでやったーってすごく喜んでました」

2) 妊娠判明後の対応

「妊娠がわかって体調のこともあったので、すぐ親に休学の手続きとか手伝ってもらった。相手にも収入があったので、すぐに籍を入れて一緒に暮らして。私の仕事はやめました。子どもが一番(大事)。(中略)相手は仕事もしていたので。その時は相手のことを信用して、ポンポンと進んだ。そこまではスムーズでした」

「私がお小遣い制でお金をもらっていました。相手の収入を知らされなくて。私の自由

になるお金はひと月1万くらい。買うものもすべて相手が管理して、もう一切買えない。メイクもしない、美容室に行かない、買い物も相手がOKしたものだけ。私は誰にも会えず、何でも相手と一緒に。自分が望んだわけではなかったけど、そうなった。でもなによりも子どもが大事だから、子どものことを第一に生活していました。検診は、お金かかるときは一旦自分で払って、後で実費だけ（夫が）くれました」

「その時は、そのあと学校どうしようとか、全然考えてなかったです。そんな考えてもどうしようもないことなので、考えても仕方ない。妊娠中はとにかく孤独で、精神もいつもと違うので、辛かった。その辛さを分かち合える人もいなかったの、生まれてくるのだけを楽しみに我慢して耐えて……」

高校2年生だったAさんはクラスメイトと交際しているときから、なんとなく子どもが欲しいという気持ちを語り合っていた。妊娠がわかった時はパートナーと喜びを分かち合い、すぐに出産を決め結婚し、子どものためには体調管理を最優先にしたいという考えから、学校と仕事から離れる判断を即座にしていた。Aさんは、それまでの生活に必要な費用（通学のための交通費、携帯代、昼食費などの生活にかかるもの）を自分のアルバイトで賄っていた。妊娠を機にアルバイトを辞めたことは収入を手放すことでもあったが、その判断は、あるべき母親・妻としてのふるまいとして躊躇することなく選び取る希望に満ちたものであった。その際、高校の卒業資格を得ることをどう考えるか、将来の生活設計ということに関して、具体的にパートナーや家族と話されることはなく進んでいった。この時点でAさんとパートナー、Aさんの家族も含めAさんが妻、そして母となること以外の将来展望についてイメージできない、若しくはあえてしないという様子とともに学歴として高校卒業資格を失う意味、自らの収入を持たないことから起こりうることにに関して楽観視する、あるいはそう深刻に受け止めないことで、表面上は問題がないかのように見えていた様子が伺える。それは、逆に言うと生活設計や見通しについての現実味の伴なさとも取れる。実際Aさんは、夫婦とも実家を離れ、住まいを借りて新たな生活をスタートさせたが、間もなく家計管理とお金の使い方、行動でAさんに自由や裁量がない状態となる。日常生活に必要な買い物、自分の身なりを整えるためお金、友人との交流に必要なお金を確保することが難しくなり、誰とも関わりを持てずAさんは孤立した。夫は高校生活、仕事を変わりなく続けていたが、結婚を機に夫の収入が増えたわけではないこと、Aさんの収入がゼロになったこと、実家を離れ独立したことによる生活の維持費などがこれまでの生活費に加え必要になったことから、家庭内の配分という問題だけではなく夫婦双方自由にできるお金は結婚を機に減少したと考えられる。

② Bさんの場合

1) 妊娠判明時の状況と気持ち

「高校卒業してすぐでした。就職して、働いていました。なんか具合が悪いなと思って、そういえば生理が来てないと思って検査薬試したら出て、わかりました。付き合ってた人、結婚できる人ではないと思っていたので、自分ひとりで育てようと思って。（中略）

結婚は無理だけど子どもは欲しかった。この相手と結婚はしないけど子どもはできていいと思ってました。だから嬉しい反面、親に何と言おうと思ってたけど、親ときょうだいは私の様子おかしいって気づいて検査薬がバレて。家族はみんなで育てようってすぐ言ってくれて。でも、一応彼に連絡したら、プロポーズされて、勢いでOKしちゃいました。」

2) 妊娠判明後の対応

「就職先のほか（高校生の時から）ずっとダブルワークしてたんですけど、仕事は妊娠が分かった時点で次の日にやめました。（妊娠とわかった時点で）職場はすごい冷たい人ばかりだったので、気持ちもブルーになったら子どもによくないから…」

「結婚のための費用が何もなく、相手も部屋を借りるとか家財道具をそろえるとか何もしなくて、結婚も進まなくて…（中略）妊娠してから結婚するまで半年以上かかって、その間は実家にいて。自分で家財道具を知り合いからもらったりして何とかしました」

「結婚してからは、月2～3万円を渡されて。それで食費から光熱費も全て賄って言われても難しかった。相手に収入がどれくらいあったのかは知らなかった」

「妊婦検診はあまりかからなかったから行けました。足りないときは親に借りたりして、何とかなっていました」

Bさんは高校卒業直後に妊娠した。正規職員として就職し、仕事を始めて間もなくのタイミングであった。交際しているパートナーとは結婚を考えられないと思っていたが、そうした付き合いでも子は欲しい、授かったらいいという気持ちがあった中での妊娠であり、戸惑いもあったがうれしかった。高校在学中からダブルワークをしており、就職後もそのダブルワークを継続していた。それにより自分の生活費を賄うとともに家にお金を入れていたことから、Bさんの暮らしにとって収入は重要であったと考えられる。しかし、妊娠がわかった時点でおなかの子どものことを考えて、すぐに退職していた。正規職員としてそのまま仕事を継続していれば、産休や育児休暇の制度を利用できる可能性もあったと考えられるが、Bさんは迷うことなく退職を決断していた。出産することは妊娠が判明した時点で決めていたが、相手の家族が結婚に反対するなどパートナーとの関係を見通せるのに時間がかかっていた。子どもとの生活をどう成り立たせるのか、どのような形でなら就労できるか、収入をどう得ていくのかなど、相談できたのは脆弱な状況にある家族以外になく、パートナーは消極的だった。そのため高校生のBさんがアルバイトの掛け持ちをして得た収入を家計に入れる必要があった親に、逆に頼った生活は大変不安定なものだった。にもかかわらず、妊娠中の健康管理を中心とした生活への切り替えは迷うことなく、かつ速やかにされていて、そのあとはできる範囲で生活をつなぐというスタイルのようだった。Bさんの家族は高校生のBさんからの収入を頼りにする必要がある状態であった一方、Bさんの妊娠が判明した時、「みんなで育てよう」と出産を支持するとともに、正規職員として就職していたBさんが離職す

ることをすんなりと受け入れていた。このことから、その先の見通しについてあえて展望を持たず、日々の生活に焦点を当てる様子が伺えた。このことが意味するものについてはさらに分析する必要があると考える。また公費助成により窓口負担が軽減されている妊婦検診は、Bさんのように収入が絶たれ、現金を手にしにくい状況にある人にとって、検診のための通院の継続を支えるのに有効であったことがわかった。

③ Eさんの場合

1) 妊娠判明時の状況と気持ち

「夏休みに夜遊びにハマっちゃって。夜遊び覚えると、朝起きれなくなって。学校やだなくて。学校を辞めて、時給で働いていた（アルバイト）。（中略）もともと子どもはそんなに好きじゃなくて、でも結婚したかった。子どもができちゃって結婚することになって、みたいな」

「私が17で向こうが18歳。2人とも学生とかじゃなかったし、働いていたし、結婚の意思とかもあったから、子どもができてどうしようとかじゃなくて、結婚しようっていう感じで。」

2) 妊娠判明後の対応

「旦那と一緒に働いていたけど、妊娠わかってすぐ辞めました。生活は全部旦那の収入で。お金は自分が握っていました。」

Eさんは高校退学後繁華街の接客やカラオケ店などでアルバイトをして過ごしていた時に、同じアルバイト先で元々高校の同窓だった1つ年上のパートナーと出会い、交際が始まって間もなく妊娠と流産を経験する。そのことをきっかけに結婚したい、そのために妊娠したいと考えるようになった。Eさんもパートナーも結婚の意思を確認していたので、妊娠を機に結婚することを決めた。結婚と同時にEさんはそれまでの仕事は辞め、専業主婦として生活するようになった。

このように、妊娠判明後の気持ちと対応についてAさん、Bさん、Eさんは、妊娠を機にそれまで携わっていた仕事を辞めることを決め、自分で収入を得る手段を手放す決断をしていた。特にBさんは正規職員としての職業を得ていたにもかかわらず、職業を継続するための検討はなされていなかった。出産を決めて結婚することとなったAさん、Bさん、Eさんは母役割、または母となることを優先したものであり、その際に将来の展望を考えても仕方ないと考えて、あえて展望を持たない様子が共通して見られた。そこには学歴やキャリア形成から安定した収入を得ることより、「結婚」し「母」となることを願い選び取っていく様子が見て取れる。この選択が意味するものについては、妊娠と結婚以前の生活が関係している可能性があると考えられる。

(2) 意思決定の難しさ

① Dさんの場合

1) 最初の妊娠

「14歳で稼ぐこともできないのにどうやっていくの？無理でしょ。(略) 14歳はやばいでしょ。親に迷惑かけるし。まわりでは産んでた子もいたけど、戸籍がぐちゃぐちゃになったらめんどくさいし、向こうの親と彼氏は産んでとか言ってたけど、稼ぐこともできなくてどうやってくの、マジヤバイ。友達と親と自分、話してあきらめました。費用は自分の親が出してくれた」

2) 2回目の妊娠

「妊娠が分かって最初は結婚するって言ってたのに。相手の親が反対した時点でもう方向いて何も喋らなくなって親のいいなり。揉めている頃は、ただ泣いて辛かった。もう(辛すぎて)記憶がない。(略) 声を出そうと思っても首を絞められてるみたいに苦しくて、声が出なくなって何も言えなかった」

「相手は責任とってない。認知も養育費もなし。向こうの父親が乗り込んできて、女じゃ話にならないからって男出せって言ってきて。結局堕ろせて話で、産むなら〇〇(居住している市町村)から出て行けという話だった。うちは父親いないし、男がいれば話し合いがもうちょっと違ったのかなと思ったら自分も(Dさんの)母親も悔しかった。」

「(相手は逃げたけど) 私は妊娠2回目だったから、産めない体になったら嫌なので、親にもそう言って産むしかないと思って」

Dさんは、1度目の妊娠(14歳時)の時も、2度目の妊娠(17歳時)の時も、予期していない妊娠であった。いずれの妊娠も、産むか産まないかということを積極的に選択していたわけではなかった。1度目の妊娠の時は、結婚年齢に満たない場合の婚姻制度や出産後の制度についての正しい知識がない中、生まれてくる子どもの出生届に関する手続き上の懸念、経済的な自分の親の負担、自分とパートナー双方に収入がないことなど、生活を成り立たせるための見通しが持てないと考えての判断で中絶を決めていた。その際、公的機関などへの相談や確認は行われてはいなかった。

またDさんの2回目の妊娠では、妊娠判明当初に結婚し出産することを二人で決めたが、パートナーの保護者の反対をきっかけに男性が意思を翻し「自分の子どもではない」と主張するようになった。その際当事者同士の話ではなく、男性の父親が中絶を迫ってくる事態にあっている。そうした中、Dさんは、再度中絶をした場合、その後子どもを持てなくなるかもしれないという心配から、再度の中絶は避けなければならないと考え、出産を希望した。リプロダクティブヘルス／ライツから考えると、Dさんとパートナーがどうするかを考えたり

話し合うための時間と機会が必要だったはずである。しかし、Dさんとパートナー双方が未成年であったことから、いずれかの保護者の意向が強い影響力を及ぼすことから逃れることができず、成人であれば、当事者同士で決めていくことがかなわずトラブルになり、最終的にパートナーとの関係は破綻した。最終的に出産の意向はDさんの保護者に受け入れられ、出産に向かうこととなった。その際、相手に認知も養育費も求めない、今後一切関わらないという不利な条件をのむことでトラブルの収拾を図っていた。このことにより、Dさんはパートナーの支えがない失意と孤独の中で出産することとなった。

② Cさんの場合

「妊娠がわかってうれしかった。ひとりでも産もうと思っていた。最初は（母親に）反対されると思って、友達の家で避難して。相手に伝えたら、産んで結婚しようという話に向かっていた。母親も最初はいいよって言ってたのに、彼氏を目の前にしたら、母親がダメだって急に反対し始めて。彼氏を巻き込んで反対して、彼氏からは堕ろして付き合い続けるか、別れて産むか迫られて。母親から『高校生になったばかりで人生を棒に振ってほしくない』って、今まで学校とか勉強とか、そんなこと言ったことないのに。「こんなもの」っておなかを蹴られたり、もみ合いになって。中絶手術の病院とか手配とか全部母親に勝手に決められて。私は抵抗していたけど、最終的には絶望して、喋れなくなって、受け入れるしかなくなって。結局自分の意思に反して中絶することになってちゃって。中期中絶だったからお骨も残っちゃって。一回産むと思っていたから本当に辛かった。もうそれから死んだようになって人生投げやり。フラッシュバックして、痛みがないと生きられなくなって、人生棒に振りました。」

「本当は結婚しようと思ってました。でも中絶して何も信じられなくなって別れました」

「高校の先生にあんた妊娠してるでしょうって呼ばれて。見抜かれてた。今考えると、相談すればよかったと思うけど、当時はできなかった。（中略）学校だし、先生だし、知られたくなかった」

Cさんは、妊娠判明後、産みたいという意思をはっきり持っていた。そのため反対することが予想された母親と会わなくて済むよう、それまでも安全に自宅に居られない時にしていたように、友人宅に身を寄せた。ひとりで産むという意思をパートナーに伝え、結婚し一緒に育てるという方向に話が進んだ。それを母親に伝え、はじめは理解を示したのでパートナーと母親を引き合わせたところ、母は急に反対に転じる。その言動はおなかを蹴られるなど、Cさんにとっては強く激しいものであった。パートナーも母の意向に巻き込まれるように揺れ「別れて出産するか、堕して付き合い続けるか」という選択をCさんに迫り、出産に反対するようになる。Cさんの意志に反して病院での中絶手術の予約などを母親が手配していた。激しいやり取りの末、絶望的な気持ちで言葉を発することができない状態で病院に連れられる。高校1年生だったCさんは限られた友人以外相談できないまま、結局妊娠中期で半ば強制的な形で中絶を余儀なくされた。パートナーとは中絶後、信用することができな

くなったことで一緒にいるのがつらく感じるようになり別れることとなった。

なぜ一旦理解を示したCさんの母親が、こんなにも頑なに反対したのだろうか。Cさんの両親は、Cさんが中学生の時に離婚している。Cさんを含む子どもの親権は、心身に不安定さのある母親が持つこととなった。暮らし向きは給食費や学費の滞納が発生するなど、経済的に不安定だった。高校生になったCさんは、学校以外の時間のほとんどをアルバイトに費やし、自分の生活費、通学の交通費の他を賄うほか、滞納していたきょうだいの給食費分の支払いをはじめ、家にお金を入れていた。Cさんからの直接的な語りはなかったが、仮にCさんが妊娠を継続し、結婚と進んだ場合、それは経済的な役割を担う人を失うことを意味し、家族が立ち行かなくなるという危機感がCさんの母親にはあった可能性が考えられる。また、Cさん自身高校生であるという立場から、意思決定に際し客観的に支えとなるような人や機関などに相談することができず、「母親・パートナー・Cさん」の三人のみという閉じた関係性の中で、成人であるパートナー、保護者である母親という立場に抗することができなかったと考えられる。また、パートナーはCさんの居場所となっていたが、未成年と交際していても、その人生を引き受けられるだけの力があるわけではなかった。Cさんのように、未成年として扱われる中で実質決定権を行使することが困難であった経験は、性と生殖に関して自身が決定する権利であるリプロダクティブヘルス／ライツが実質的なものとなっていなかったことを示しているといえる。また、その背景に金銭的困窮があった可能性を示している。

(3) 出産を決めてからの困難と対応

① Dさんの場合

「相手は逃げたけど私は妊娠2回目だったから、産めない体になったら嫌なので、親にもそう言って産むしかないと思って。認知も養育費もないから自分で何とかするしかないから…」

「担任の先生と（Dさんは）仲良かったからすぐに（事情を）言って、（相手は）一緒のクラスだったから顔見たくないし、私の姿を見られたくないって言ったら、別室で学校続けて勉強して。当時のことは（辛すぎて）あんまり覚えてない。そのあと、単位取るまで学校に通って。あと会わないようにするためには転校するしかないなと思って。それも妊娠バレたらダメになるんじゃないかと思って（転校先の学校に）必死で隠してました。隠しながら通信制に移って。だめでしょ、きっと。でもそこは経験ないから、知識ないし」

「相手と顔を合わせないの無理だから、通信制に妊婦ってことを隠して転校して、生まれるぎりぎりまで働いてお金貯めて。週5～6、日に4時間くらい居酒屋で働いた後学校行って、めちゃめちゃハード。お腹張りすぎて最終的にはドクターストップ。切迫にみたいになった。（中略）もともと高校生になってから親からお金とかもらってなくて全部バイトでやってたから、妊娠してもまんま。」

Dさんは、交際相手の両親が結婚・出産を猛反対する中で関係が破綻し、中絶を迫られた。しかし中絶経験のあるDさんは、シングルで出産する意思を固め、Dさんの家族はそれを受け入れた。高校卒業の意志があったため、できるだけ単位を取得してから転校した。学校以外の時間はアルバイト先に事情を説明し、継続して働けるよう交渉し、出産やこれからの育児に係る費用を捻出しようとした。Dさんもまた、妊娠前から自分の生活費を自分で賄うためにアルバイトをしていた。勤務先は妊娠後も妊娠前と同じ職場であり、Dさんの状況に理解を示して受け入れてくれたが、アルバイトという雇用形態であるため、妊婦として護られる状況にはなかった。このように、相手からの金銭的な補償もない中、出産を決めたので、出産費用を含む生活のための収入を賄おうと考え、結果的に健康を害する状態に陥るほど働いていた。オーバーワークから切迫早産になりかけ、ドクターストップがかかりアルバイトを休まざるを得なくなった。その際、社会保険の被保険者であったら、妊娠に伴う体調不良や出産により仕事に従事できない場合、傷病手当や産休育休に関わる所得保障の対象となる可能性があった。しかし、短時間勤務の高校生である当時のDさんは、被保険者となる要件を満たしていなかったため、妊娠、産休育休に関わる所得保障である傷病手当、育児休業給付金の対象とはならなかった。このことから、妊娠・出産に伴って失われる所得を補う社会保障制度からも排除された状態に置かれていたことがわかる。

② Aさんの場合

「家のことは私、仕事は相手。はっきり分かれてました。相手がそういう考え方だったので。妊娠中働く人もいると思うんですけど、私も相手と同じ考えだったかな。生まれてからも育児に参加するけど家事は一切しない。そういう分担でないと割に合わないって…」

「買うものは相手がいいといったものだけ。あと月1万円では無理」

「要はお金。お金ないから野菜買わないとか、価値観ちがいすぎ。自分も働きたいと考えたが、夫は反対。もう限界って逃げてしちゃいました。(中略)離婚の原因はお金。相手の収入も知らなかった。このくらいといわれてたけど、ほんととはもっと少なかったみたい。離婚調停で分かった。(年収)300～400万くらいと口頭で言われたことあるけど、実際はその半分だったらしい」

「お金かかるから離婚調停も弁護士は頼めないなと思って、とにかく自分でやりました」

Aさんはそれまでアルバイトを掛け持ちし、自分の携帯代や学校までの交通費を含む生活費を自分で賄っていた。しかし妊娠を機にすべて辞めたので自分の収入がなくなった。自由にできるお金はひと月に1万円ほどだった。Aさんと同じ学年に在籍してアルバイト等をしていた夫の総収入は結婚当時Aさんには知らされず、資源の配分について交渉することができなかった。外出も買い物も自由にならないという予想外の生活になり、孤独感と困難を深めていった。

Aさんは妊娠がわかってすぐに結婚し学校を休学し、仕事もやめ、主婦としての新たな生活をスタートさせた。しかし、それをきっかけにそれまで対等と感じていたパートナーとの関係性は急激に変化していった。「男性は外で稼いで、女性は家事」という性別役割分業意識が、日ごとに強まる中、夫から渡されるわずかなお金で生活を賄うことはできなかった。そこでAさんは自らの考えを変え、自分も働いて不足している資源を確保しようとしたが夫は猛反対する。夫は子どもをかわいがったが、子どもを第一に考えたいAさんと、これまでの高校生としての生活を続けたい夫との溝は深まり、家事・育児と経済的な行き詰まりを感じるようになり、出産後1年余りで家を出て、離婚となった。青年期半ばの男性側も生活基盤が安定しているわけではなく、また妊娠の進行・出産に伴い母として変化して行く女性に対し、高校生であり続けたい男性との溝は開いていった。また母となる準備のため、女性が仕事や学校から離れた結果、性別役割分業意識は互いに強化されていく一方、男性が十分な収入が得られていないことなどをオープンにしない（できない）ことが、家計管理を難しくさせる側面があるようにも見られた。離婚調停に臨む中、実は夫の年収が200万円くらいと想定より少なかったことを知る。同じ青年期のパートナーは成長過程であり、社会的にもまだ充分な基盤が出来ていないと共に、何よりさまざまな困難に対応するだけの能力を備える前ということが考えられる。それでも、ゆとりのある家計の状況であれば、失敗から経験値を上げていく時間を持つことができるかもしれない。しかし、ぎりぎりのやりくりが迫られていたと推測され、そうした経済的基盤の脆弱性、つまり金銭的なゆとりのなさが、短い間で関係性が破綻する結果となっていた。また、離婚調停も金銭的理由から弁護士など専門家の支援は受けず、養育費の獲得などで不利な交渉を自力で続けている。これもまた、金銭的困窮からくる困難の一つとしてとらえることができる。

② Bさんの場合

「検査薬が家族にバレて。家族はみんなで育てようって言ってくれて。でも毒親だから離れたかったんです。（中略）過干渉だし、バイト代も渡していた」

「（パートナーは）本当に何もしてくれない人で、部屋を見つけるのも引っ越しも全部私がやって。おなかが大きくなって困ったら実家に行って、きょうだい家事とか手伝ってくれて、結局家族が支えになった」

「仕事を辞めてからは月2～3万（円）で食費もすべてを賄って言われて、でもむずかしかった。相手にどのくらい収入があったかは知らなかった。（略）特に子どもが生まれてからおむつやミルクもそこから言われて。困ったら親に借りたり、夫に内緒で一日5000円の手払いの飲食店の仕事をしたりして。」

「離婚になったのは、向こう（夫）の母親の名義で買った車を、分割で払っていたのに突然取られたんです。鍵も持っていかれて⁽⁹⁾。子どもを抱っこして10キロのお米を買って歩いて持って帰って、もう無理って。夫は最初は離婚はやダヤダって言ったけど、離婚してもいいから成人式の振袖にお金返せって言ってきた。お金返さないなら養育費支払

はしないと一筆書いてって。それ書いて、(離婚)届も書いて出しました」

BさんもAさんと同様、妊娠が分かった時点で、仕事を辞めている。自分自身で収入を得る手段を持たなくなったため、生活はパートナーから渡される限られた金額の中で、やりくりを迫られていた。そこで新生活に欠かせない家電や日用品は、知人から不用品を譲り受けるなどして現金を必要としない方法で得ようとしていた。また親以外に頼る先がない状況から、再度葛藤を抱える原家族に包摂される形で、その状況を切り抜けていくこととなった。離れたかった原家族への関わりが増える一方、パートナーとの関係は悪化した。さらに、夫の実家とは車の購入や維持を巡ってトラブルが生じていた。Bさんの居住地域は生活に車が欠かせないが、Bさんは生活必需品としての車の購入が金銭的に難しかったものと考えられる。本来自分で費用を用意できれば、実家の関わりなく購入するところ、Bさんと夫にとって、難しい状況だったため、実家が介入し援助する形が取られたと考えられる。こうした金銭のやりとりが結果として関係性にマイナスの影響を与えていた可能性がある。離婚の協議では、養育費の話し合いがもたれた際、夫からBさんの成人式の着物の費用の返還を求められた。しかしBさんはまとまった金額を持ち合わせていなかったため、それが返せないなら養育費は支払わないという一方的な交渉を承諾し、離婚となった。

このように、出産やその後の生活に関わる選択において、金銭的制約による困難があり、そのことが関係性の破綻や離婚につながっていったととらえることができる。

5. まとめ

本研究は、10代での妊娠経験を持つ人を対象に、リプロダクティブヘルスに関わっての困難がどのようなものだったのかに焦点を当て分析を行った。調査協力者は「10代で妊娠経験を持つ人」とし、他の条件(例えば学歴、職歴、経済状況など)を問わず協力者を募ったところ、高校在学中から生活費を自分で賄うなど、経済的に厳しい状態であり、妊娠判明後も経済的に困難な状況に置かれていた方が多かった。まず、協力者の経験から10代での妊娠は、妊娠そのものを積極的に選択したというよりも、結果として起きた状況である様子が、Aさん、Bさん、Cさん、Dさん、Eさん、5人の方それぞれに見られた。その背景には青年期の年齢以上に日常的に成人に近い暮らし、例えば自分の生活費や学校にかかる費用は自分で賄う、家計の補填として収入の一部を入れるといった暮らしがあり、そうした中で男性との交際の中で母になること、もしくは結婚することへの憧れを持ち過ごしていたこと、今「そうなってもいい(子どもができること、あるいは結婚すること)」という(深層)心理がみられた。またBさんのように子どもを持つことと、パートナーとの結婚や将来をとともにするということは必ずしも一致していたわけではない場合もあり、「結婚は難しい状況、でも子どもは授かりたい」といった思いもうかがわれた。

そのうえで妊娠出産に伴う葛藤や困難が、金銭的困窮である貧困とどうかかわっていたのかを次の3点から整理する。

まず、1点目は、妊娠に伴い産むか否かにかかわる意思決定の困難についてである。本来は当事者が決める権利を有するはずだが、10代、特に高校生など未成年である場合には保護者の意向に大きく左右されていた。CさんDさんの例のようにその保護者の意向の背景には、

養育にかかわる負担に関する懸念、生活を支える稼ぎ手を失う恐れなど、金銭に関わっていたことが確認された。出産を認めた場合、出産育児にかかわる負担に加え金銭的な負担、また未成年であると同時に家族を支える稼ぎ手となっていた場合、出産を認めることで家族を支える担い手を失う懸念が、決定をゆがめた可能性があったことが示唆された。このことは妊娠した当事者だけでなく、原家族の金銭的困窮を示すものと考えられ、その影響を受けたととらえることができる。

2点目は、妊娠と就労とそれに伴う収入についてである。調査協力者はそれまでの生活において、高校などに通いながら自分の生活費を賄ったり、家族にお金を入れたりするために働いていた状況であった。その一方、妊娠が判明した際、出産を希望していた場合には速やかに学校を休学し（Aさん）、収入を得ていた仕事を辞める選択がなされていたことから、女性が自分で収入を確保することができなくなっていた（Aさん、Bさん、Eさん）。そのため、それ以後は結婚したパートナーの収入に頼る生活となっていた。またBさんのように高校生であるBさんが家計にお金をいれることが必要な状況の経済的に脆弱な実家に、暮らしに必要なものの確保（食事、洗濯、居場所）を頼る状況となっていた。またAさんBさんのように、生活に必要な基本的なものを確保するには不十分な金額を夫から渡され、その中でやりくりをするよう求められていた。そのため、友人との交流もできず孤立するだけではなく、食費、衣服など基本的な生活ニーズを確保することも難しくなっていた。こうした家計管理の状況からの生活の困難は、パートナーとのその後の関係の破綻につながり、離婚するかどうかを決定付けていく要因ともなっていた。またこうした家計管理のやり方は、一見男性の側の経済的DVのようにも見えるが、そもそも男性の側も自分ひとりなら金銭的に賄えていたが、結婚したことにより、住居費、水道光熱費のほか、これまでかかっていなかった生活費に加え、妊娠のために仕事を辞める選択をして収入がない女性の暮らしも男性の所得に依存する家計構造による金銭的なひっ迫が背景にあったものと推測でき、単なる配分の問題ということではないと考えられる。さらに経済的見通しの持ち方、あるいは見通しをあえて持たないということについての要因については、さらなる分析が必要と考えられる。

3点目は就労状況と妊娠中の社会保障制度との関係についてである。妊娠が判明した時、AさんBさんEさんとも妊娠を機に仕事を辞めていた。Dさんは高校を継続しながらの就労で、時給制で短時間のアルバイトであった。そのため、正規就労か社会保険に加入できる働き方であれば保障される傷病休暇と傷病手当、産前産後休業と育児休業給付金といった、健康を守り、収入を保障する制度を利用できた人はいなかった。また、Bさんは正規職員として就職していたが、そうした制度の利用の可能性について検討されないまま、妊娠を機に離職していた。このように、妊娠・出産に際し、無職や時給制の短時間アルバイトという働き方では、出産手当金以外、社会保障制度の利用の対象とはならないため、Dさんのように収入を得るため、出産間際まで働かなければならない状況になってしまったり、体調不良などにより休んだ場合の所得を補うために利用できる制度はないため、収入を得ることができなくなったりしていた。これらのことから、本来社会保障制度はセーフティーネットとして機能するはずであるが、就労していない、また非正規などの不安定就労に携わる人を排除する状態となっているため、より不利な状況にある人を護るものとして機能していなかった。その一方、妊婦検診の一部公費負担により窓口負担が軽減されていたことは、生活費の確保が難しく現金を手にしにくい状況の人が、検診を継続することに効いていたことが確認できた。このよ

うに、妊娠、出産において、女性の就労状況や収入を問わない仕組みの制度は有効であるといえる。

このように本調査の協力者の経験から、10代の妊娠経験における葛藤や困難が金銭的困窮である貧困と関わり合っていることがわかった。そのことは、逆に貧困がリプロダクティブヘルス／ライツをゆがめる要因となっていることを示しているといえる。経済的に安定した人が享受できる権利が、金銭的困窮である貧困状態にある人に保障されていないのであれば、そこには構造的不平等という、社会の側の課題も捉えられなければならないのではないだろうか。このことは、先行研究で確認した「早期の性行動による妊娠出産が社会的不利を生み出すばかりでなく、むしろ貧困をはじめとする社会的不利が早期の性行動や出産に影響を与えている」という点ともかかわりがあると考えられる。このメカニズムを明らかにするための研究がさらに必要といえる。本研究においては、妊娠出産にかかわることに焦点を当てて困難や葛藤について検討を行った。今後はそれに加えて妊娠する以前の生まれ育った原家族の生活状況なども明らかにしていくことが、新たな課題として見出されたといえる。

注

- (1) リプロダクティブヘルスは生殖過程における性と生殖の健康を意味し、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態をさす。さらにリプロダクティブヘルス／ライツはその権利を指す。この権利はすべての人を対象とするが、特に女性の性の自己決定権と関わらせて議論されてきた。狭義では妊娠出産をめぐる健康と自己決定権のことを指すが、広義ではそのプロセスを含めて広く性を巡る健康と自己決定権を意味するとされる。特に1990年代の世界人口会議、世界女性会議などにおいて議論されている（坂間1999, 谷口2007）。
- (2) 本稿における貧困とは、容認できない物質的困窮を指す（Lister2004＝松本2021）
- (3) アメリカでは10代母（teen mother）、10代妊娠者、10代での出産者をなど、若年妊娠、若年母親など様々な用語が使われている。「若年妊娠」に20代初期も含まれる場合もあり、その定義は国や領域によって定義や表現が異なっている。また、イギリスでは18歳を成人としていることから、若年妊娠は18歳未満の妊娠を指す。そうしたことから「若年妊娠」「若年母親」という用語は年齢などの定義があいまいとなるため、本研究では「10代での妊娠経験をもつひと」と対象とした。なお、先行研究において若年妊娠、若年母、若年母親と使用している場合は、そのまま使用した。
- (4) 性道德 加藤によれば、明治期以降、恋愛結婚をめぐる言説が優生学、あるいは優生思想と表裏一体であったこと、「善良な子孫」のため、特に女性の処女性を強調することで女性の性行動を道德でコントロールすることが国策として推進されてきたことを指摘している。
- (5) 意図した妊娠以外の妊娠を指す用語として「望まない妊娠」「望めない妊娠」「望んではならない妊娠」などと表現されてきた。特に「子ども虐待により死亡事例等検証結果」において「望まない妊娠／計画していない妊娠」は課題とされてきた。13次報告以降より客観的中立的にとらえるため「予期しない妊娠／計画していない妊娠」という文言に変更され使用されている（佐藤2021）。
- (6) 妊娠クライシスは誰にもいえず抱え込んでしまう危機的妊娠のことを指す。「家族にばれたくない」「学校、職場に知られたくない」「社会的に許されない」ことから、なかったこととしたいと単独出産に至ってしまうこともある。
- (7) 妊娠の否定と秘匿により適切に医療につながらず単独出産に至ってしまった結果、産み落としてすぐに生まれた子どもの命が失われることであり、厚生労働省による「子ども虐待による死亡事例等検証結果等」では「0日死亡」として、他の0歳児の死亡と分けて統計を取っている。
- (8) 先進工業国を中心とした変化である。産業構造の変化を背景に、特に中産階級のライフコースが中等教

育の一般化, 女性の高学歴化, 中産階級の女性が職業に就くことなどに伴い結婚年齢の上昇, 出産年齢の高齢化の進行など変化につながったとされる。

- (9) Bさんの車をめぐるトラブルは, Bさんにとって生活必需品と考える車を, 自分自身の資源で調達できなかったことが背景にあると考えられる。自分の名義で購入, またはローン組むことができなかった場合, 必要な資源調達のためインフォーマルな関係の中に頼る必要が出てくる。Bさんは, 夫の母親に母親名義で車を購入してもらい, 車を使用しながら分割で夫の母親に支払っていたものと思われる。関係性がうまくいかなくなっていく中で, 当初の口約束が反故にされたか, または夫の実家も経済的に脆弱性があった可能性がある。

参考文献

- 赤澤宗俊, 橋本和法 (2023)「本邦の若年妊婦についての社会的背景および周産期予後の検討」『日本周産期・新生児医学会雑誌』第59巻 (2)
- 青木 紀 (1999)「アメリカにおける「10代の妊娠」問題: 貧困の世代的再生産との関連で」『北海道大学教育学部紀要』79
- 石田奈那, 吉中季子, 小野川文子 (2018)「若年女性の妊娠と出産の実態: 10代妊娠・出産した女性たちの語りから」『道北福祉』9
- 岩田美香 (2000)『現代社会の育児不安』家政教育社
- 塙真輔, 佐藤史郎, 西方紀子ら (2023)「当院での特定妊婦の周産期結果と社会背景の検討」『日本周産期・新生児医学会雑誌』60 (1)
- 加藤弘通 (2022)「子どもの貧困と思春期の発達」『子どもと家族の貧困—学際的調査からみえてきたこと』松本伊智朗編 法律文化社
- 加藤秀一 (2004)「<恋愛結婚>は何をもたらしたのか—性道徳と優生思想の百年」ちくま新書
- 厚生労働省 (2020)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果などについて (第16次報告)」
- 近藤純子 (2017)「リプロダクティブヘルスをめぐる葛藤と困難に関する基本的理解と一考察」『北海道社会福祉研究』37
- 久佐賀眞理 (2013)「中学卒業直後に出産した女性が抱える社会的不利」『女子心身医学』18 (1)
- Lister.Ruth (2004)『Poverty』松本伊智朗監訳 (2021)『貧困とは何か概念・言説・ポリティクス』明石書店
- 野村泰介 (2018)「妊娠した高校生の支援を考えるプロジェクト」『JASE 現代性教育研究ジャーナル』93
- 宮本亜由美, 小川久喜子, 宮内清子 (2015)「国内文献からとらえる10代で出産した母親の育児の現状と今後の課題」『東京女子医大看護学会誌』Vol10.No.1
- 村越友紀, 望月善子, 渡辺 博, 稲葉憲之 (2011)「10代出産女性の現状と課題—10代出産女性のアンケート調査からの検討—」『獨協医学会雑誌』38 (1)
- 大川聡子 (2016)『10代の母というライフスタイル 出産を選択した社会的経験に着目して』見洋書房
- 日本性教育協会編 (2019)『『若者の性』白書第8回青少年の性行動全国調査報告』小学館
- Nussbaum. Martha C (2000)『WOMAN AND HUMAN DEVELOPMENT The Capabilities Approach』池本幸生ら訳 (2005)『女性と人間開発 潜在能力アプローチ』岩波書店
- 坂間伊津美, 太田尚子ら (1999)「母子看護実習におけるリプロダクティブヘルス／ライツに関する教育」『茨城県立医療大学紀要』4
- 佐藤拓代編 (2021)『見えない妊娠クライシス 誰にも行けない妊娠に悩む女性を社会で支える』かもがわ出版
- Sen.A (1999)『Inequality Reexamined. Harvard University Press』(=セン, A著/池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳 (1999)『不平等の再検討—潜在能力と自由岩波書店)

- 白井千晶 (2016) 「「若年母」の妊娠・出産・育児経験と社会のまなざし：当事者の語りより」『人文論集』66 (2)
- 鈴木佳代 (2002) 「アメリカの性教育プログラム—その社会背景の分析—」『教育福祉研究』8
- 鈴木佳代 (2003) 「高校生の生活における分化の現状：性行動と性意識の分析を通じて」『北海道大学大学院
教育学研究科紀要』90
- 染谷泰代 (2003) 「調査報告：米国school-aged Parents教育プログラムの特徴と課題」『教育福祉研究』9
- 染谷泰代 (2004) 「若年出産と学業継続」『教育福祉研究』10(1)
- 田間泰子 (2001) 『母性愛という制度：子殺しと中絶のポリティクス』勁草書房
- 谷口真由美 (2007) 『リプロダクティブ・ライツとリプロダクティブ・ヘルス』信山社

Conflicts and Difficulties Surrounding Reproductive Health: Focusing on the Teenage Pregnancy Experience

Junko KONDO

Key Words

teenage pregnancy, reproductive health, conflict, difficulties, poverty

Abstract

This study attempted to capture the conflicts and difficulties surrounding reproductive health using the results of an interview survey of five women who had experienced pregnancy in their teens. As a result, it was confirmed that teenage pregnancies were a time of decisions and choices on the part of women that could weaken the foundation of their lives, as well as the difficulty of exercising reproductive health rights when there are discrepancies in decisions and wishes between the pregnant minor and her parents, who are the guardians of the child. These difficulties were suggested to be related to the lack of resources in the family of origin and vulnerability in social life. The study also found that the mothers' families could not provide the same resources and social vulnerability as the mothers' families.